

感 感 発 1021 第 1 号
令 和 7 年 10 月 21 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和6年8月9日付け感感発0809 第2号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国オンタリオ州において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨の情報がありました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該州において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を停止することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

また、下記の通知については、その内容の一部に誤りがございましたので、併せて訂正します。

記

1. 改正内容

表中の輸入停止措置対象地域にオンタリオ州を追加する。

2. 適用日

令和7年10月10日から適用する。

3. 訂正箇所

次の通知について、新旧対照表及び改正後全文の表を以下のとおり訂正する。

- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和6年11月22日付け感感発1122第1号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和6年12月19日付け感感発1219第2号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和7年4月21日付け感感発0421第3号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和7年5月20日付け感感発0520第2号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和7年8月4日付け感感発0804第11号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）
- ・ 「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）」（令和7年9月22日付け感感発0922第2号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

正		誤	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ニューブランズウイック州	令和4年4月28日	ニューブランズウイック州	令和4年7月14日
ノヴァスコシア州	令和4年2月10日	ノヴァスコシア州	令和4年4月28日

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アルバータ州	令和4年4月12日	アルバータ州	令和4年4月12日
<u>オンタリオ州</u>	<u>令和7年10月10日</u>	(新設)	(新設)
ケベック州	令和7年9月18日	ケベック州	令和7年9月18日
サスカチュワン州	令和4年4月21日	サスカチュワン州	令和4年4月21日
ニューファンドランド・ラブラドール州	令和4年1月18日	ニューファンドランド・ラブラドール州	令和4年1月18日
ニューブランズウィック州	令和4年4月28日	ニューブランズウィック州	令和4年4月28日
ノヴァスコシア州	令和4年2月10日	ノヴァスコシア州	令和4年2月10日
ブリティッシュコロンビア州	令和5年5月12日	ブリティッシュコロンビア州	令和5年5月12日
プリンス・エドワード・アイラン ド州	令和7年5月19日	プリンス・エドワード・アイラン ド州	令和7年5月19日
マニトバ州	令和4年4月27日	マニトバ州	令和4年4月27日

感 感 発 0809 第 2 号
 令 和 6 年 8 月 9 日
 令和7年10月21日一部改正

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
 (公 印 省 略)

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

カナダ政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第30条第2項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及び蔓延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第1第5項第3欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アルバータ州	令和4年4月12日
オンタリオ州	令和7年10月10日
ケベック州	令和7年9月18日
サスカチュワン州	令和4年4月21日
ニューファンドランド・ラブラドール州	令和4年1月18日
ニューブランズウィック州	令和4年4月28日
ノヴァスコシア州	令和4年2月10日
ブリティッシュコロンビア州	令和5年5月12日
プリンス・エドワード・アイランド州	令和7年5月19日
マニトバ州	令和4年4月27日